

所管部課名	水道局 下水道課		担当者	福留裕二				
事業費名称	下水道管理費							
根拠法令	薩摩川内市水道局関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和3年度 予算額	1,930千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	1,930千円	千円				
令和2年度 予算額	2,000千円	千円	2,000千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	各処理区における下水道接続率		100%		令和8年度			
成果指標②								
補助対象者	公共下水道等処理区内の既存の専用住宅から下水道接続の排水設備工事を行うもの							
補助対象経費	下水道への接続のための排水設備工事（屋内の便器設置等を除く）に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	公共下水道等処理区域内の既存の専用住宅から下水道に接続する事業 （接続工事に係る経済的負担を軽減するために補助金を交付）							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・設置時に本市の補助を受けていない小型合併処理浄化槽から下水道に接続するもの 100,000円 ・単独処理浄化槽から下水道に接続するもの 60,000円 ・汲み取り式トイレから下水道に接続するもの 70,000円 							
上記項目の積算方法	補助金の額が排水設備工事費を超える場合には、工事費（千円未満切捨て）を限度とする。							
補助を 受ける 3ヶ年 の事業 の決算 状況 等の	項目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	5,053,201	78.7%	8,420,663	86.2%	3,620,638	83.8%
		市補助金	1,370,000	21.3%	1,350,000	13.8%	700,000	16.2%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	6,423,201	100.0%	9,770,663	100.0%	4,320,638	100.0%
	支出	事業費	6,423,201	100.0%	9,770,663	100.0%	4,320,638	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	6,423,201	100.0%	9,770,663	100.0%	4,320,638	100.0%
		支出計/前年度支出計			152.1%		44.2%	
	自己資金/前年度自己資金			166.6%		43.0%		
	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%		
	交付件数	21		21		10		
	成果指標の推移①	64.5%		66.0%		66.5%		
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】	平成30年度「見直しの上で継続：拡大」						
	【前回評価への回答】	下水道等への接続が進んでいない理由としては、高齢化、後継者不在、経済的な理由等が考えられる。そこで、接続を推進していくためには、助成制度の継続が必要であり、平成29年度から令和元年度までの3年間の期間限定で拡大していた、汲取り、単独浄化槽からの接続に対する補助を、期間を定めず継続的に実施することとした。						
	【事業のPR方法】	毎年4月に補助金制度を周知するチラシを対象世帯に配布している。						
	【費用対効果】	生活環境の改善と公衆衛生の向上が図られる。 下水道接続による使用料の増収により、下水道事業の経営安定化につながる。						
	【補助事業以外の事業】	下水道フェアでのパネル展示や相談窓口の設置、下水道の日に合わせたチラシ配付、横断幕やのぼり旗設置等により下水道接続へのPRを実施した。						
	【その他】							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	事業の実施（下水道への接続）により、生活排水の安定した適正処理が進み、生活環境の改善と公衆衛生の向上に寄与することから、公益性は高いと判断する。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	下水道への接続には、工事費の経済的負担を伴うことが接続が進まない要因のひとつとなっている。 接続工事費の経済的負担の軽減を図ることにより、下水道への接続の推進（接続率の向上）に効果が認められることから、補助の必要性があると判断する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	道路側溝等からの悪臭防止や河川の浄化など、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るためには、下水道への接続を促進する必要がある。補助事業の実施によって接続率向上に効果があり、補助の有効性は高いと判断する。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業は、個人の財産である既存の専用住宅の生活排水処理の改善（下水道への接続）であり、行政が直接実施することは適切でない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	接続率向上を図るためには、接続後の使用料の減免などの方法も考えられるが、下水道へ接続する際の工事費（経済的負担）が接続されない要因でもあることから、接続工事費への補助金の交付が最も妥当で効果的な手段であると判断する。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	下水道への接続工事の経費は、各建物の排水設備の規模や延長などの条件により異なるが、補助金額は工事費の実績額等を勘案して設定したものであり、その額は妥当な水準であると判断する。
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 下水道への接続を推進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上及び下水道事業の経営の安定に寄与するものでり現状のまま継続する必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
内部評価結果	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫	外部評価結果	≪まとめ≫

○薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市水道局関係補助金等交付要綱（平成30年薩摩川内市告示第56号）第2条の表に掲げる公共下水道等接続補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、薩摩川内市地域下水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第280号）第2条に規定する処理区域及び薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第31号）第3条第2項から第5項までの表の右欄に掲げる処理区域を対象とした下水道処理区域（以下「処理区域」と総称する。）内の既存の専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。以下同じ。）から下水道に接続する事業でなければならない。

(補助対象経費等)

第3条 補助金は、処理区域内において既存の専用住宅の生活排水の処理のため、下水道へ接続をする者（当該住宅の所有者又は所有者の同意を得た者に限る。）に対して、予算の範囲内で交付するものとし、下水道への接続のための排水設備工事（屋内の便器設置等を除く。）に要する経費を補助金の交付対象とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額が当該排水設備工事費（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。以下「工事費」という。）を超える場合には、工事費を限度とする。

(1) 既存の専用住宅の小型合併処理浄化槽（生活排水を処理する浄化槽であって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けたもので、かつ、薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領（平成30年4月1日施行）に基づく補助金を受けていないものをいう。）から下水道へ接続する者

100,000円

(2) 既存の専用住宅の単独処理浄化槽から下水道へ接続する者

60,000円

(3) 既存の専用住宅の汲取り式トイレから下水道へ接続する者

70,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に添えて提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 排水設備工事費の見積書の写し
- (3) 貸主の承諾書(既存の専用住宅を借りている者に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助事業等の内容変更)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 事業(変更)計画書(様式第2号)
- (2) 排水設備変更工事費の見積書の写し

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助事業者等は、補助事業等の工事完了後、1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に添えて提出しなければならない。

- (1) 工事完了届(様式第5号)
- (2) 排水設備工事費の請求書又は領収書の写し
- (3) 下水道への接続が明らかとなる写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、各処理区域における下水道の接続率により測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、排水設備等の適正な維持管理及び保守点検に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、水道局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、令和4年度において検討を行い、その結果に基づいて、令和5年度において所要の措置を講ずるものとする。

3 第4条第1号の規定は、この要領の施行の前日までに小型合併処理浄化槽を設置している場合に準用する。この場合において、同条第1号中「薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領に基づく補助金」とあるのは、廃止した「薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成17年薩摩川内市告示第132号)に基づく補助金」と読み替えるものとする。

4 補助金の申請等にあたり、廃止した薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要綱(平成25年薩摩川内市告示第166号)に定めた様式によりなされたものは、規則並びにこの要領に定めた様式によるものとみなす。

附 則(令和2年3月4日決裁)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。